

標津町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 標津町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和61年度（1986年度） (供用開始後 34年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用 ※令和5年4月1日適用予定
処 理 区 域 内 人 口 密 度	19.7	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2区(標津処理区・川北処理区)		
処 理 場 数	2箇所(標津町下水道管理センター・川北下水処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成24年度より、下水道処理区域以外の地域においては、特定地域生活排水処理事業にて浄化槽設置を推進している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで1,200円 超過使用料 8㎡を超えるもの:1㎡につき171円 上記により算出した額に100分の110(消費税10%)を乗じる。						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	同 上						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	(公衆浴場) 基本使用料 100㎡まで10,000円 超過使用料 100㎡を超えるもの:1㎡につき13円 上記により算出した額に100分の110(消費税10%)を乗じる。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,512	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,756	円
	平成30年度	3,512	円		平成30年度	3,738	円
	令和元年度	3,577	円		令和元年度	3,698	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設水道課内に、課長を含め正職員6人で、簡水事業、下水道事業、浄化槽事業を担当している。 職員給与費については、簡易水道特別会計で2.5人、下水道特別会計で3人、浄化槽費で0.5人分計上している。
事業運営組織	上記職員は、役場建設水道課内に常駐し、2箇所の処理場(下水道管理センター・川北下水処理場)の運転は、地元業者に委託している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	「民間事業者が施設を適正に運転し、一定水準を満足できれば、施設の運転方法の詳細については、民間事業者の裁量に任せる。」という性能発注の考え方にに基づき、複数年契約で実施している。
	イ 指定管理者制度	現在、包括的民間委託を実施しており、検証をしながら継続しているため、導入予定なし。
	ウ PPP・PFI	現在、包括的民間委託を実施しており、検証をしながら継続しているため、導入予定なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥を堆肥化し、協力酪農家へ配布しているが、離農等により協力戸数は減少しており、利用戸数の拡大は見込めないため、商品化(収入を得る)には至らない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地は無い。 川北処理場の沈殿池が1槽未利用であるが、水質管理のため塩素混和池(仕上げ池)に変更する予定。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度決算に基づき、令和2年度作成し、公表している。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成27～28年度は増加に転じたが、平成29年度より減少が続いており、5年間の平均で0.3%づつ減少している。
これまでに様々な定住促進事業を行ってきており、一時期は鈍化しましたが、標津町全体でも人口減少が続いているので、処理区域内人口も減少が続くと思われる。

(2) 有収水量の予測

過去5年間は、人口増減には比例せず、増減を繰り返している。人口は減少しても世帯数自体の減少が進まなければ、有収水量は微減するものと思われる。

(3) 使用料収入の見通し

平成30年度に下水道使用料、年間有収水量、処理区域内人口とも減少に転じているが、それ以外はどの年度も水量、人口に比例した料金収入にはなっていない。

令和元年度については、年度の途中で消費税が増税されたため、単純な比較はできないが、平成30年度より増額に転じてはいるものの、少額にとどまった。平成26年度からの平均は64,915,000円だが、令和元年度は64,835,000円となっており、平均を下回っている。今後も人口減少は確実なため、料金収入も減少するものと推測される。

(4) 施設の見通し

標津町下水道管理センターは昭和61年度(1986年度)、川北下水処理場は平成11年度(1999年度)から供用開始をしており、管理センターは34年、川北は21年経過している。

この間、管理センターにおいては、平成14～23年度にかけて、中央監視装置などの電気設備を更新し、さらなる施設の長寿命化を図るため、平成29年度より電気設備及び機械設備等の更新工事を行っている。

川北下水処理場においては、供用開始から現在まで、主だった更新工事等を行っていない。

管渠については、平成20年度を最後に、新たな敷設は行っておらず、今後も大規模な処理区の拡張は予定していないため、管路の延長は計画していない。

また、平成5年度の釧路沖地震、平成6年度の東方沖地震により、標津処理区の管路のおよそ6割が破損したため、復旧したことにより、当初の耐用年数より伸びている。

(5) 組織の見通し

現在、課長も含め技師は3人いるが、令和3年度には土木系技師が、令和8年度には電気系技師が定年退職を迎えるため、特に土木系技師の補充は喫緊の課題である。

3. 経営の基本方針

健全な経営のため、下水道使用料で維持管理費を賄うよう経費節減に努めているが、経年劣化等による小規模な修繕や、施設のデータ管理等の使用料及び保守点検料等が増加しており、かなり近い将来、現在の料金収入では賄いきれなくなることは明白である。

さらには、人口減少も確実に進んでいることから、現在の料金収入の維持も難しく、減少の一途をたどるものと推測される。

そのため、早急な料金改定が必要であり、検討している状況である。

また、急激な増額を避けるためには、激変緩和措置を講じながら、5年程度での検証・見直しを行っていく必要がある。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	下水道管理センターの長寿寿命化を図るため、平成29年度よりストックマネジメント計画を策定し、それに基づく10年間の設備更新、公営企業会計法適用に係る経費及びそれらに伴う企業債の償還等を見込んでいる。

建設改良費については、ストックマネジメント計画をもとに、下水道管理センターの機械・電気設備の更新の優先順位及び経費考慮し、実施年度の平準化に努めている。
公営企業会計法適用事業については令和5年4月1日適用を目指し、令和2年度は基本方針策定、令和3年度は固定資産台帳整備、令和4年度はシステム整備に係る経費を計上している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	今後の人口減少を想定し、下水道使用料は毎年0.125%づつの減額を見込んだ。 元利償還金には全額一般会計繰入金を充当。 建設改良費に関しては国庫補助金、企業債を充て、起債対象外の部分については一般会計繰入金を充当。

維持管理費については下水道使用料にて賄う予定ではあるが、今後、維持管理費の高騰が見込まれるため、早急に料金改定を行う必要がある。
企業債については、はじめから全額、下水道事業債のみの申請ではなく、極力半額は過疎対策事業債を申請予定。
一般会計繰入金については、建設改良費のうち、起債対象とならないものに充当することになる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場の運転管理は、地元業者と複数年の委託契約を締結し、消耗品費等の節約に努めてもらうことで、経費の高騰を少しでも少額に抑えている。
電気料については、消費税が増額されたこともあって、増加傾向にある。
修繕費は、大規模なものは建設改良費になるが、それ以外は維持管理費で賄うことになり、下水道管理センターにおいては、供用開始から34年が経過していることもあり、年々、小規模な修繕が増えてきている。
管渠については、毎年、一部ではあるが管路清掃や、マンホール廻りのアスファルト修繕を行い、大規模な修繕につながらないよう努めており、処理場の修繕と調整しながら維持管理費内で収まるように施工している。
職員給与費については、1名分を維持管理費、1.5名分を建設改良費で計上している。維持管理費においては下水道使用料で賄われており、毎年、定期昇給による増額が見込まれている。建設改良費においては、1名は55歳以上のため昇給停止になっており、0.5名も令和3年度に昇給停止となるため、給与の増額は無い見込み。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当初の計画では、標津市街地から南へ数キロ内に点在している集落も含めていたが、実情に合わせた効率的かつ適正な事業運営のため、全体計画の見直しを行い、処理区以外のところは浄化槽の設置を進めている。
投資の平準化に関する事項	平成29年度より施設の改修を行っているが、優先順位等により単年度に偏らないよう計画している。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、包括的民間委託を実施しており、検証をしながら継続しているため、導入予定なし。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「使用料収入で維持管理費を賄う」方針で料金改定をしてきた。今後は、使用料収入は微減はしていくが、維持管理費の増額が見込まれるため、早急に料金改定に取り組まなければならない。
資産活用による収入増加 の取組について	下水汚泥を堆肥として有効利用していただいている協力酪農家の戸数維持、又は拡大を図り、収入増加に至らなくても、汚泥の処分経費削減に努めたい。
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、包括的民間委託を実施しており、検証をしながら継続しているため、指定管理者制度やPPP/PFIの導入予定なし。
職員給与費に関する事項	現在、営業費用(維持管理費)で1人、建設改良費で1.5人の人件費を計上しているが、今後の人事(人員配置)により、柔軟に対応していく。(課長の定年退職や新人の配置など)
動力費に関する事項	動力について、適時、適正な契約プランへと見直すことで経費削減に努めるとともに、発電に使用される燃料についても、単価の変動を見極めながら購入・貯蔵管理していく。
薬品費に関する事項	水処理管理、汚水処理管理に伴う塩素剤、凝集剤の使用・調達については、民間事業者の創意工夫や柔軟性、そして裁量が生かされる包括的民間委託のユーティリティとして含めることで、効果的な経費節減を図っていく。
修繕費に関する事項	長寿命化支援制度及びストックマネジメント支援制度を有効に活用するとともに、簡易な修繕については財源を考慮した効率的かつ経済的な修繕計画に基づき、施設の延命化を図っていく。
委託費に関する事項	今後も、経費節減について協議をしながら包括的民営化を進めていく。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	中長期財政計画に基づき、毎年度収支計画等の更新を行い、経営比較分析表の更新をする
-------------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

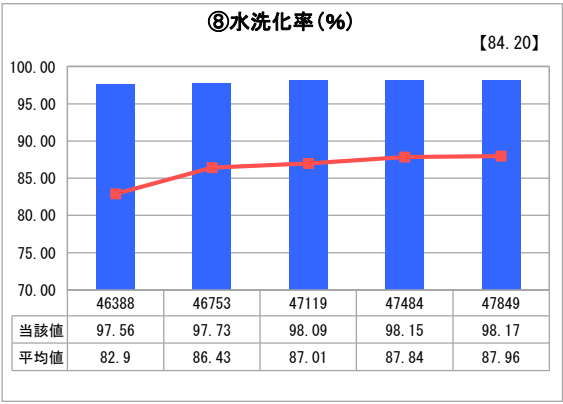
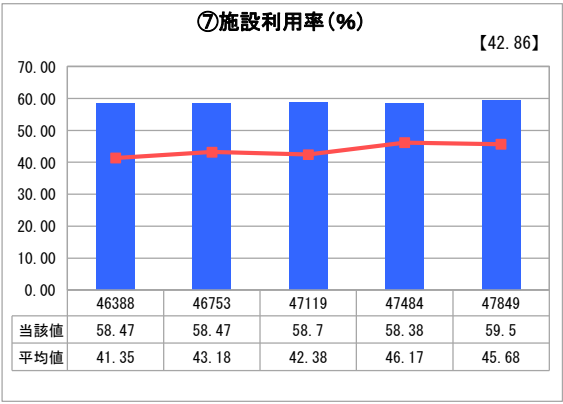
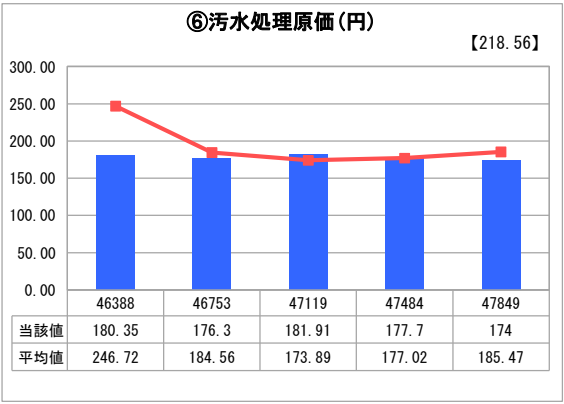
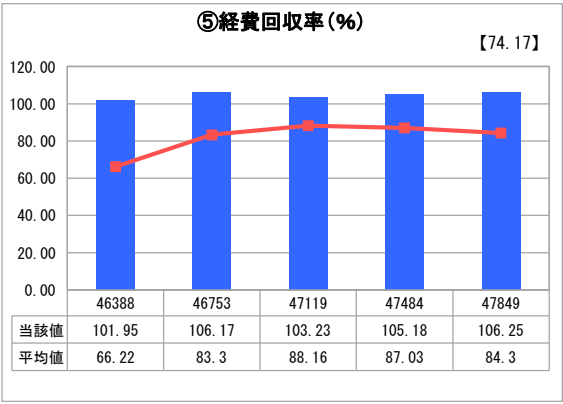
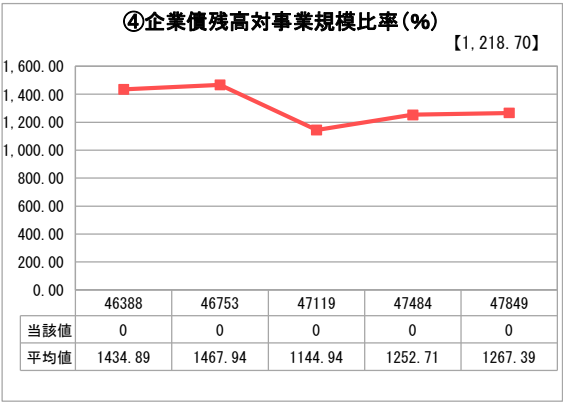
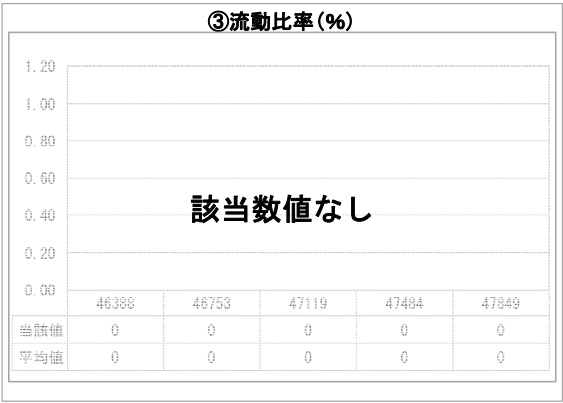
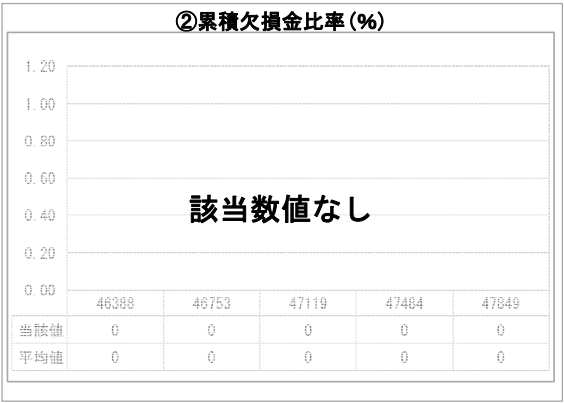
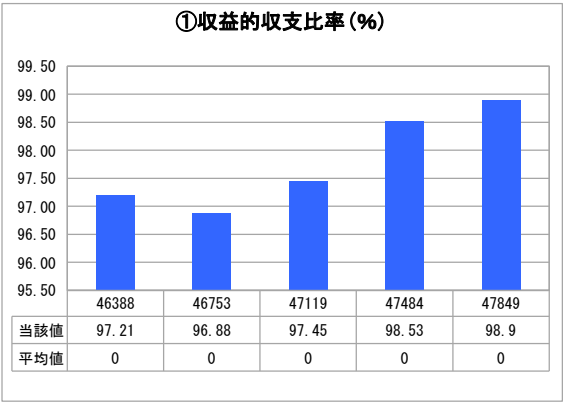
北海道 標津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	73.74	45.63	3,577

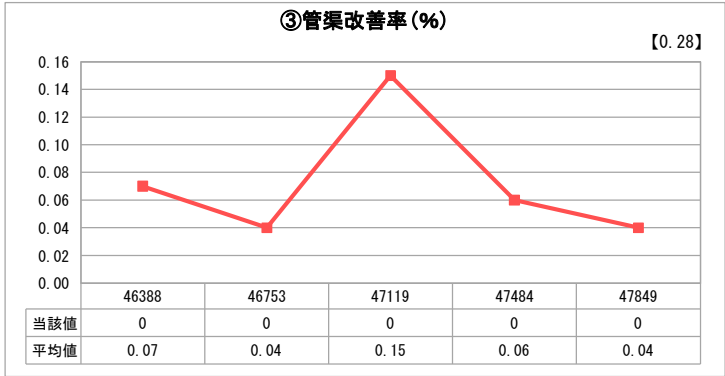
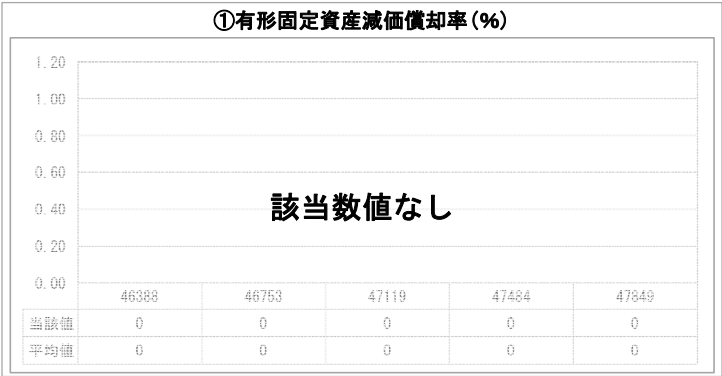
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,243	624.69	8.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,825	1.94	1,971.65

■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①・⑤について
H19年度とH22年度の料金改定により、料金収入で維持管理費は賄えているが、利息の支払いは一部にとどまっている。今後、料金収入の減額が見込まれることから、経費削減はもちろんだが、早めに料金改定着手していかねばならない。

⑥汚水処理原価について
有収水量は若干の増減があるが、維持管理費の抑制に努めているため、汚水処理原価は概ね横ばいとなっている。

⑦施設利用率について
施設利用率は概ね横ばいとなっている。

⑧水洗化率について
処理区域内の面整備はほぼ概成していることと、住宅地の新規造成等もなく、転入での新たな接続は見込めないため、横ばいが続く。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率について
S61年度の供用開始から30年の経過であるため、更新は行っていないが、今後策定するストックマネジメント計画に基づき、順次調査を行い対応する。

全体総括

人口は減少して有収水量も減っており、料金収入はR2年度より減少に転じる見込み。
供用開始から33年経過しているため、施設の修繕等が増加しており、更に維持管理費の高騰、システム保守管理の増額など、収入の減額に対し支出の増額が進むため、早急に料金改定が必要になってくる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	180,825	166,924	167,905	159,203	149,895	149,896	145,349	143,321	142,550	140,123	130,594	122,363
		(1) 営 業 収 益 (B)	73,144	70,553	68,490	67,680	67,852	67,520	67,440	67,360	67,280	67,200	67,120	67,040
		ア 料 金 収 入	64,762	64,835	64,107	64,167	63,600	63,520	63,440	63,360	63,280	63,200	63,120	63,040
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)				98								
		ウ そ の 他	8,382	5,718	4,383	3,415	4,252	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		(2) 営 業 外 収 益	107,681	96,371	99,415	91,523	82,043	82,376	77,909	75,961	75,270	72,923	63,474	55,323
		ア 他 会 計 繰 入 金	103,608	93,857	92,414	84,515	75,097	75,439	70,981	72,390	71,704	69,361	59,917	51,771
		イ そ の 他	4,073	2,514	7,001	7,008	6,946	6,937	6,928	3,571	3,566	3,562	3,557	3,552
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	87,336	82,027	88,036	80,341	77,386	76,816	76,428	76,019	76,144	77,857	77,468	77,770
		(1) 営 業 費 用	64,899	63,216	65,565	65,563	60,441	60,491	60,530	60,609	60,663	62,536	62,580	62,692
		ア 職 員 給 与 費	8,023	5,094	5,304	5,836	5,980	6,098	6,207	6,322	6,434	6,555	6,671	6,783
		イ そ の 他	56,876	58,122	60,261	59,727	54,461	54,393	54,323	54,287	54,229	55,981	55,909	55,909
		(2) 営 業 外 費 用	22,437	18,811	22,471	14,778	16,945	16,325	15,898	15,410	15,481	15,321	14,888	15,078
		ア 支 払 利 息	231 18,035	123 15,855	71 14,707	34 13,204	8 15,411		14,801	14,376	13,890	13,963	13,805	13,374
		イ そ の 他	4,171	2,833	7,693	1,540	1,526	1,524	1,522	1,520	1,518	1,516	1,514	1,512
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	93,489	84,897	79,869	78,862	72,509	73,080	68,921	67,302	66,406	62,266	53,126	44,593
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	67,066	89,598	130,885	383,303	127,486	112,362	104,833	156,442	115,352	120,861	120,991	121,121
		(1) 地 方 債	14,600	32,300	48,100	159,800	50,800	46,100	35,500	54,800	44,500	38,500	38,600	38,600
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	25,487	17,700	20,630	31,903	25,186	19,162	23,433	27,942	18,452	16,161	16,091	16,221
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	26,822	39,399	62,000	191,600	51,500	47,100	45,900	73,700	52,400	66,200	66,300	66,300
		(6) 工 事 負 担 金	157	199	35									
		(7) そ の 他			120									
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	160,555	174,495	210,754	462,165	199,995	185,442	173,754	223,744	181,758	183,127	174,117	165,714
		(1) 建 設 改 良 費	64,360	87,740	128,954	384,095	125,400	111,200	104,400	156,000	114,900	120,400	120,520	120,640
		ウ ち 職 員 給 与 費	8,460	12,278	12,858	13,916	13,916	13,916	13,916	10,252	8,253	9,892	10,363	10,519
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	96,195	86,755	81,800	78,070	74,595	74,242	69,354	67,744	66,858	62,727	53,597	45,074
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 93,489	△ 84,897	△ 79,869	△ 78,862	△ 72,509	△ 73,080	△ 68,921	△ 67,302	△ 66,406	△ 62,266	△ 53,126	△ 44,593

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		（ 決 算 ）	〔 決 算 込 〕										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99	99	99	100	99	99	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	73,144	70,553	68,490	67,582	67,852	67,520	67,440	67,360	67,280	67,200	67,120	67,040
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	76,515	73,144	70,553	68,490	67,582	67,852	67,520	67,440	67,360	67,280	67,200	67,120
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	754,362	699,907	664,808	746,338	722,612	694,587	660,823	647,941	625,662	601,686	586,915	580,641

○他会計繰入金

（単位：千円）単位：千円）

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		〔 決 算 〕	〔 決 算 込 〕										
収 益 的 収 支 分		111,990	99,575	96,797	87,930	79,349	79,439	74,981	76,390	75,704	73,361	63,917	55,771
	うち基準内繰入金	111,990	99,575	96,797	87,930	79,349	79,439	74,981	76,390	75,704	73,361	63,917	55,771
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		25,487	17,700	20,630	31,903	25,186	19,162	23,433	27,942	18,452	16,161	16,091	16,221
	うち基準内繰入金	2,706	1,858	1,931	2,131	3,139	3,171	2,462	2,492	2,522	2,552	2,473	2,614
	うち基準外繰入金	22,781	15,842	18,699	29,772	22,047	15,991	20,971	25,450	15,930	13,609	13,618	13,607
合 計		137,477	117,275	117,427	119,833	104,535	98,601	98,414	104,332	94,156	89,522	80,008	71,992